

北陸地方整備局との意見交換会（概要）

〈対外活動部会〉

日 時	令和5年11月9日（木） 15:00～17:00
会 場	ホテルグローバルビュー新潟
出席者	北陸地方整備局：信太企画部長、斎藤統括防災官、石田技術調整管理官、村上技術開発調整官、石川地域河川調整官、木村道路情報管理官、猿子技術管理課長 北 陸 支 部：吉野支部長、大平・渡辺・新家副支部長、運営委員、監事、対外活動部会員、総務・技術・広報部会長、事務局長

◆挨拶

【北陸地方整備局：信太企画部長】

今年も5月に珠洲の地震、7月に石川での豪雨災害があり、その際には被災の調査など多大なるご協力・ご支援を頂いたことに対し御礼申し上げます。

災害の関係はこれからも全国どこで起きてもおかしくないような気候変動などがございますので非常に大事なことと思っています。

補正予算も詰めの作業となっており、国土強靱化の予算も活用しながら事業を進めて行きますし、皆様方の安定的な経営にも役立つようにしっかりと事業執行も頑張っております。

今日は様々な議題がありますが、先日は建コン本部との意見交換会がありました。本部は本部なりの意見がありますが、支部との意見交換会は支部なりの悩みがあると思いますので、しっかりご意見を伺いながら一つでも解決の方向に向かうようにして参りたいと思いますので本日の会議よろしくお願ひ致します。



【建設コンサルタンツ協会：吉野支部長】



先日は整備局と建コン本部との意見交換をさせていただきましたが、本日は北陸整備局管内で活動しております支部の地域コンサルの視点で地域特有の悩みなり問題なりを中心に議論させていただければありがたいと思っております。

大変限られた時間ではありますが、実り多い会議になりますことを祈念申し上げます。

◆意見交換

1. 労働環境改善と生産性の向上

議題1. 業務の平準化（発注時期・納期の分散、適切な工期確保）

1) 発注時期の分散

(建コン) 業務の平準化の前提として発注時期の分散が考えられますが、整備局では「前年度末から年度当初発注による工期の年度末回避」「年度後半発注・工期を翌年度後半」とする2段階発注に取り組んで頂いていますが、3・4月に集中しており、特に調査・計画系業務では4月に集中している状況にあります。業務の平準化・納期の分散を前提として、発注時期の分散が重要です。

(整備局) 発注時期の分散については、例年2月上旬に公告を可能とする「早期発注」や更に前倒しして11月下旬から公告する北陸地整独自の「早々期発注」に取り組んでいるところです。また、通常の国債や平準化国債などを活用した発注方式にも取り組んでおり、特に2ヶ年国債は有効な手段で、この制度を活用した発注件数は年々増加しています。

更に、毎年発注している『定常化業務』についても、9月発注・9月納期とするなど、業務サイクルの見直しの検討も実施しています。

引き続き、発注手続きや平準化にも努めて参ります。

2) 納期の分散

(建コン) 北陸地整では納期の目標を第1四半期15%以上、第2四半期25%以上、第3四半期25%、第4四半期35%以下として柔軟な繰り越し対応に取り組んで頂いておりますが、令和4年度の実績は3月納期が39%に増加しています。

令和4年度の当初納期と最終納期を比較すると2月までの納期が大幅に減少し3月納期が大幅に増加しております。依然第3四半期以降が大半を占めている状況で、新年度以降との重複により、人員配置やスケジュール管理に支障をきたすことが懸念されます。

このため「納期の平準化」継続的な取り組みが必要です。

(整備局) 納期の平準化に関しては、令和4年度の実績として第4四半期の割合目標が35%に対して78%になっています。

令和5年度の目標値は四半期毎に設定しており、引き続き更なる平準化を目指して取り組みます。具体的な取り組みとして、国債制度や繰り越し制度の活用、発注計画・業務進捗管理の徹底、契約にあたっての条件明示の徹底、適切な履行期間を確保するとともに、追加業務の指示、及びそれに伴う工期延期は行わないなど、受注者と十分協議し、履行期限の延期が伴わない範囲となるように努めて参ります。また、やむを得ず履行期限を延期する場合は、第4四半期とならないよう繰り越しを検討するなど、事務所を指導して参ります。

3) 標準履行期間の確保・円滑な業務推進

(建コン) 当支部アンケートでは予備・実施設計において、履行期間が4ヶ月以上の不足が約3割、業務が滞った期間が3~7ヶ月が約4割との結果、その要因としては設計変更による業務量の増加、関係機関協議の遅れ、測量・地質調査の遅れなどです。

業務の前提として、業務条件確定までの期間、設計履行期間、照査期間を確保した「標準履行期間」の設定とそれに基づく必要履行期間の確保の継続的な取り組みが重要です。

業務の遅延は人員配置、超過勤務時間など労務管理等に影響することから、業務発注時の

業務内容の吟味、適切な工期設定などが円滑な業務推進には重要です。

工期変更の理由は「設計変更による業務量増加」や「業務発注前準備不足（関係機関協議、地質調査等の関連調査の未実施）」等の要因が多くなっています。

(整備局) 適切な履行期間の設定については、標準積算基準書の算定方法により適切な履行期間の確保に努めているところです。

アンケート結果より、発注段階での履行期間の不足などの指摘もありますので、発注者側の適切な条件明示も含めた「標準履行期間」の設定について、各事務所の状況も確認の上、検討して参ります。

また、繰り越し業務の履行期間の長期化については、繰り越しにより工期を延期する場合の納期は、原則、次年度の第2四半期までとし、再度の工期延期は行ないように指導して参ります。

4) 調査・計画系業務における平準化

(建コン) 調査・計画系業務は、4月発注件数が多く、年度末の技術提案書作成による労働環境の悪化が懸念されています。納期も年度繰越が少なく3月に集中しています。

業務内容によっては、発注者の事務効率及び受注者の発注者支援の面から、年度繰越しが有効な業務も考えられます。

調査・計画系業務についても、業務の特徴を勘案した上でできるだけ発注時期及び納期の分散、年度繰越の対応など平準化をお願いします。

(整備局) 調査・計画系の業務においても通常の国債や2箇年国債などを活用した発注方式にも取り組んでおり、特に2箇年国債は有効な手段で、この制度を活用した発注件数は年々増加しています。

また、調査・計画系業務につきましても9月発注・9月納期とするなどして業務発注サイクルの見直しの検討もして参ります。

業務成果のとりまとめ時期と重なる年度末における技術提案書作成への負担軽減として、令和5年度より技術提案書の提出を省略する「一般競争入札方式（業務能力評価型）」の試行、総合評価落札方式における実施方針の評価項目の見直しを実施しました。今後試行結果をしながら、適切な評価を行いつつ、更なる入札続きの効率化・省力化が図られるよう取組んで参ります。

議題2. ウィークリースタンスの取り組み推進

(建コン) ウィークリースタンスは、平成27年度より全業務対象に行っており、平成30年度から特記仕様書に「ウィークリースタンス」記載された結果、受発注者双方の理解・取り組みにより浸透してきました。更に令和5年度からは昨年度の当支部の要望に応えるためウィークリースタンスの取り組み項目の拡大して頂きました。

労働環境改善や品質確保改善に効果があることから全発注機関から取組んで頂くことが重要ですので、県市町村への全面展開が図られるようブロック発注者協議会での取り組みをお願いします。

(整備局) 北陸地整では、全国に先駆けて全ての業務を対象にウィークリースタンスを実施しており、今年度からは「ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング（昼休みや午後5時以降の打合せをしない）」「イブニング・ノーリクエスト（定時間際、定時後の依頼はしない）」の項目についても明確化に取り組むこととし、業務環境の改善に努めています。

県市町村への対応については、北陸地整が実施しているウィークリースタンスの取り組み状況について北陸ブロック発注者協議会を通じて情報提供していますが、今後とも継続して情報提供を行って参ります。

議題3. マンスリーケア

(建コン) マンスリーケアは、令和3年9月より受注者の環境改善を目的に取り組まれています。特に若手や面識の少ない技術者にはコミュニケーションが取れるとの肯定的な意見があります。

発注者の負担も大きいと想定されることから、業務や受注者の特性、ヒアリングするタイミング等を勘案した上で継続していただければと思います。

(整備局) 建コン支部のアンケートでも肯定的な意見を頂いていることから本取り組みが有効であることを確認させていただきありがとうございます。

マンスリーケアは、土木コンサルタント業務を対象に実施しており、試行結果を踏まえその他業務への拡大を検討しているところです。

引き続き、より良い制度となるよう貴支部のアンケートの意見を踏まえながら今後本格運用に向けて実施内容を検討して参ります。

議題4. ワンデーレスポンス

(建コン) ワンデーレスポンスは、平成23年度から業務実施における課題を速やかに解決する目的で取り組んで頂きました。しかし業務進捗に重要な課題は、即答できないことも多く、課題の共有はできても課題解決までには時間を要し、業務が滞ることもあります。

迅速は課題解決、又は解決までに時間を要する場合は回答期限を設定するなどの運用が必要です。時間を要する課題は、業務スケジュール管理表への明記により受発注者が確認・共有し、円滑な業務実施に努める必要があります。

(整備局) ワンデーレスポンスの取り組みは、受注者からの質問・協議への回答は基本的に「その日のうち」に回答、即日回答ができない場合はいつまでに回答が必要なのか受注者と協議のうえ、回答期限を設定設定するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとして、特記仕様書に記載していることとありますが、適切な運用が図られるように指導して参ります。

議題5. 担い手の確保・育成

(建コン) 担い手の確保・育成に向けて各社はワーク・ライフ・バランスに取り組んでいますが、北陸地整では、既に様々な入札契約方式を試行し、更に令和6年度には総合評価方式においてワーク・ライフ・バランス推進企業への加点処置が採用されます。

特に地域コンサルタントの課題である担い手の確保・育成に向けて、今後更なる取り組みの充実を要望します。

例) ・総合評価落札方式における若手技術者の配置しやすい取り組み

(資格評定点の変更→技術士=RCCM)

・若手技術者表彰の増加、受賞者・発表者意見交換会の実施

(整備局) 総合評価落札方式におけるワーク・ライフ・バランス推進企業への加点処置は、工事関係については令和6年度より取り組むこととしており、引き続き、業務関係については導入の検討が進められております。

その他、建設業界における担い手確保・育成に向けては、あらゆる面から取り組みを進め

て行くことが重要であると考えております。提案頂いた内容を参考にしながら検討を進めて参ります。

2. 品質確保

議題6. 条件明示の徹底による業務遅延の是正

(建コン) 詳細設計業務において、特記仕様書に「条件明示チェックシート(案)の活用」が記載された業務は34%で、そのうち提示された業務は約3割です。予備設計では、特記仕様書に「条件明示チェックシート(案)の作成」が記載された業務は67%で、そのうち作成した業務は86%です。

詳細設計発注段階で条件整理不足や提示遅延を防止するため、予備設計での条件明示チェックシートの作成徹底をするとともに、その後に発注者が実施する関係機関協議の履行状況など情報も記載(更新)して、速やかにすべての条件内容を確認して条件明示チェックシートの提示の徹底をお願いします。

業務条件の遅れは、業務遅延に繋がり、年度末の業務集中とそれに伴う品質低下の要因となります。

(整備局)「条件明示チェックシート(案)」の特記仕様書への記載については、「特記仕様書作成事例」を作成し全職員が共有できるよう組織内イントラネットに掲示し、必要項目の抜け落ちがないように対応しているところです。

また、各種会議等を通じて周知しているところですが、予備設計から実施設計までに期間を要することや、発注担当課や担当者が変わるなどによって、特記仕様書への記載がされないことや、チェックシート(案)の活用が不十分な場合も見受けられます。

ご指摘のとおり、受注者に契約した当初段階での設計等条件提示や、これまでの検討状況を明確に提示・説明することなど条件明示チェックシートを用いて双方で確認することは、業務の円滑推進や遅延抑制にも繋がると考えています。

引き続き条件明示チェックシートの活用、必要な条件明示の記載について、事務所に周知徹底を図って参ります。

議題7. 新たな業務方式と課題

(建コン) 令和4年度より新たに設計・工事連携型業務が試行されています。

施工者からは設計照査の省力化、施工段階における手戻り防止、施工性の向上のほか、施工の効率化による休日確保などの働き方改革に大きく寄与すると期待されます。

設計者からは工事着手時の3者会議ではなく、設計段階から施工者の考え方を聞くことによって現場固有の条件に即した施工性の高い成果品の作成のほか施工計画に関する技術力の向上効果が期待できます。

一方、工事と連携するため厳しい工程管理、人員確保、設計・施工連携会議に向けた資料作成、施工者の意見も踏まえた修正、段階的な照査・成果品作成の手間などの負荷も考えられます。

今後は概略発注や道路事業への拡大など工事の特徴を踏まえた上で、対象業務・工事を選定し、協議・調整に係る費用、業務工程への負荷など課題・対応の検討が必要です。

(整備局)「設計・工事連携型」については、北陸地整では災害復旧関連工事など工期に制約のある業務・工事で、令和2年度第三次補正予算や緊急治水対策プロジェクトなどを対象に、新たな試行に取り組んでいます。

この試行は、設計業務に施工者の視点を取り入れることにより、施工性を考慮した設計や施工時の手戻り防止を図ることや、事業全体を効率的に進捗させ、早期発現を目指すものです。

ご指摘を頂いた負荷については発注者側のマネジメントが重要であると思っています。当初想定していなかった検討事項が発生する場合などは費用面も含めて受発注者で十分協議を行ってください。

また、概略発注や道路事業への拡大については貴支部の意見も聞きながら、どのような対応が必要かも含めて相談させていただきたい。

議題8. 歩掛り・積算基準の改善

(建コン) 令和4年度より政策「成長と分配の好循環」の一環として導入された「総合評価落札方式における賃上げ加点措置」に対応するため、各社毎年賃上げに取り組んでいます。一方で、担い手確保・育成に向けて、納期の平準化のための年度繰り越しは重要で近年増加しております。業務契約額は年度繰り越しを行っても当初契約年度の技術者単価で単価変更はありません。

企業の安定経営による「成長と分配の好循環」の実現に向けて、年度繰り越し業務においては、繰り越し分は繰り越し年度の技術者単価の採用をお願いします。

(整備局) 業務において、工事同様にスライド条項を適用するなど、業務実施時期の価格を反映した単価計上を行う仕組みの構築については、全国統一の考え方が必要なため、要望については本省に伝えて参ります。

議題8. 歩掛り・積算基準の改善

(建コン) 道路詳細設計(B)(予備設計あり)は、令和4年度に歩掛り改定がされましたが、道路詳細設計(B)(予備設計なし)は歩掛り改正がないため、予備設計なしが予備設計ありより少ない歩掛りとなる矛盾が生じています。

また、公開版成果品作成費、機械設備設計、河川水辺の国勢調査、橋梁詳細設計動的照査(橋梁形式・径間数などによる)は設計歩掛りと実業務量が大きく乖離しています。

歩掛りの補正係数においても、橋梁上部工で標準設計利用、JIS桁使用や道路予備設計などの延長補正などについても実業務量と乖離があります。

経費の計上では、BIM/CIM使用料の計上、点検業務では安全管理費の実日数での点検資機材のリース費用などの改善をお願いします。

(整備局) 道路詳細設計(B)(予備設計なし)の歩掛り改定については、北陸地整からも既に本省に改定要望を行っているところです。なお、今年度実施される歩掛り実態調査に、道路詳細設計(B)(予備設計なし)に関する調査項目が含まれていると聞いております。

実業務量と歩掛り計上との乖離や補正係数の改訂については、全国統一の考え方であるため、本省に伝えて参ります。なお、実態とどの程度乖離があるのか教えていただきたい。

BIM/CIM使用料については、昨年度も同様の要望を頂いており、本省に伝えているところです。なお、今年度実施される諸経費動向調査にBIM/CIMソフトウェアのライセンス費用等に関する調査項目も含まれていると聞いておりますので、費用が適切に反映できるように調査へのご協力をお願いします。

点検業務の安全費については、積算基準書で地域ごとに設定された安全比率を点検全体の直接人件費に乗じて算出しております。

なお、安全比率によりがたい場合は現場条件に応じて積み上げ計算により算出することとなっておりますので、受発注者で十分協議を行ってください。

3. 地域コンサルタントにおけるDX

議題9. DXデータセンターの利用

(建コン) DXデータセンターは令和5年1月より運用が開始され、インターネット経由で受発注者共有、有償ソフトウェアの利用が可能となっています。利用にあたっては発注者が発行したID、パスワードが必要となります。

北陸支部の地域コンサルタントには北陸地整業務の未受注会社もあり、BIM/CIMに関する知見取得や有償ソフト活用による経費節減の検討などのために、ID、パスワードの提供をお願いします。

(整備局) 北陸地整では、令和5年4月よりBIM/CIM活用工事・業務の履行期間中における受発注者間の3次元データ等の受け渡しや、受注者による3次元データの閲覧操作等が実施できる利用環境の提供として、DXデータセンターの本格運用を開始しました。

このDXデータセンターの利用にあたっては、工事・業務の契約後に発注者より発行されるIDが必要となりますが、未受注者においても工事・業務受注後円滑にDXデータセンターや3次元モデル活用してもらう必要があることから、特にBIM/CIM操作に慣れていない施工者を対象に、各県建設業協会の協力のもと、DXデータセンターの試行利用の場を提供しているところです。

地域コンサルタントに対しても施工者同様にDXデータセンターの試行利用の場を提供することは可能ですので、調整させていただきたい。

議題10. 書類の電子化

(建コン) 情報共有システム(ASP)は、令和5年度からコンサルタント業務において原則適用になり、成果品についてもASPを活用し、オンライン電子納品が原則となりました。

受発注者とも不慣れな状況にあり必ずしも効率的になっていない場合もあり、利用に関して発注者内部の理解向上をお願いします。

総合評価落札方式・プロポーザル方式における閲覧資料についても電子データによる提供をお願いします。

業務の成果品は電子納品が原則となっていますが、特記仕様書で電子納品のほかに紙による成果品が特記仕様書に記載されている業務や特記仕様書に記載がなくとも調査職員から紙成果品を求められますので、電子成果品の徹底と必要により紙での成果品を求める場合はその費用の計上をお願いします。

また、事務所会議資料においても大量の紙印刷(カラーも含む)により会議出席者部数を費用計上なしで求められることがあります。

(整備局) 業務における情報共有システム(ASP)の利用は、令和5年度より運用を開始しており、合わせてASPを利用したオンライン電子納品についても対象業務を拡大し運用を開始しています。

ASPの利用に関する発注者内部への周知に関する要望については、各種会議において周知を行います。

閲覧資料の電子化については、業務・工事で納品された電子成果の情報を一元化する電子納品保管管理システムを整備しているところです。入札参加者への電子媒体による資料閲覧

は、まもなく本システムで運用が開始されると聞いておりますので、運用が開始され次第、北陸地整でも対応していきます。

また、業務の電子成果品のみの提出を徹底については、どうしても紙での成果品や事務所会議での紙資料を求める場合はその費用を計上することも周知して参ります。

議題 11. WEB会議システムを用いた打合せの改善

(建コン) WEB会議システムを用いた打合せは、移動時間の削減による残業時間の抑制、移動コストの軽減、効率的な会議の実施に加え、複数人の参加が可能なることから若手技術者の育成など様々な効果が認められています。

受発注者のコミュニケーションの確保、意思疎通の向上を図るため、通信環境や大画面モニター等のWEB会議環境の更なる整備をお願いします。

WEB会議にあたり、過度な資料づくり、会議資料の印刷事前送付が要求される場合がありますので、そのようなことがないようにお願いします。

(整備局) テレワーク環境の整備については、すべての職員パソコンを対象にTeams（マイクロソフト）のライセンスを発行し、速やかなWEB会議の開催が可能となりました。更に、複数人用WEBカメラの設置や比較的大きなTVモニターの整備もおこなっており、業務の効率化を図られるよう努めています。

WEB会議での資料は事前に電子で頂いているので発注者側が印刷すべきであり、事情により印刷をお願いする場合はその費用を発注者が負担すべきなので、事務所に周知徹底を図ります。

なお、WEB会議では十分なコミュニケーションが図れない場合がありますので、発注者と協議を行ってWEB会議か対面での実施方法を決めてください。そのことが効果的・効率的になると思っております。

4. 入札契約方式

議題 12. 入札契約方式について

1) 総合評価落札方式・プロポーザル方式の運用

(建コン) 発注方式については、業務内容に応じて今後とも適切な運用及び技術提案の簡素化をお願いします。

- ・総合評価落札方式における技術提案書の簡素化（R5 継続）、ヒアリングの実施（内容に応じて）
- ・総合評価落札方式における見積り提出・公表から技術提案書提出までの期間確保
- ・プロポーザル方式における技術提案書の簡素化（その他提案の省略）
- ・ヒアリングのWEB形式化

(整備局) 技術提案書の簡素化については、今年度の結果を検証しながら、適切な評価を行いつつ、更なる入札手続きの簡素化・省力化が図られるよう取り組んで参ります。

総合評価落札方式における見積書提出・公表から技術提案書提出までの期間確保について、見積開示は技術提案書提出5日以上前（土日含む）に開示することで運用していますが、改めて事務所等に指導して参ります。

プロポーザル方式における技術提案書の簡素化（その他提案の省略）については、今年度の総合評価落札方式での実施結果を検証しながら、プロポーザル方式への導入を検討して参ります。

ヒアリングのWEB形式化については、従前の対面形式に加えWEB形式によるヒアリングも可能とする通知を事務所等に行っています。

2) 総合評価落札方式における資格点組合わせ評価

(建コン) 改正公共工事品質確保促進法に基づき、「民間資格登録制度」が創設され、業務の参加要件や落札者選定評価に活用されています。

資格点組合わせの運用にあたっては、業務内容を踏まえ分野と資格の適切な組み合わせ、組合わせパターンの情報提供、導入までに余裕を持った日程で導入をお願いします。

(整備局) 国土交通省登録資格組合わせについては、令和4年度より試行を開始し、令和5年度は試行対象をプロポーザル方式まで拡大するとともに、評価対象の技術者に担当技術者も加えられています。

また、技術士とRCCM・土木学会認定土木技術者は、共に、幅広い知識を持つ資格であるため、双方による加点は行わないものとしています。

北陸地整においても令和5年度に、10件程度の試行とフォローアップを行うこととしています。フォローアップの結果を踏まえて、本省において本格導入の検討を行う予定です。

本格導入に向けたスケジュールに関する要望については、本省に伝えて参ります。

3) 点検業務における資格要件

(建コン) 国土交通省では、令和5年度から直轄国道の橋梁点検・診断業務に関わる全ての担当技術者に資格要件を設けています。今後トンネルの他、直轄道路施設、更には地方自治体へ取り組みを推奨し同様の対応を促すこととしております。

地域コンサルタントは、社内教育に加え資格取得など技術研鑽に努力していますが、人材に限界がありますので構造物の重要性を勘案しながら運用までの期間に余裕を持った対応をお願いします。

(整備局) 令和5年度より直轄管理橋梁の点検・診断業務について、担当技術者においてもRCCMを含む国土交通省登録資格、道路橋メンテナンス技術講習終了者等の資格要件を定め、資格取得又は講習受講者が点検・診断を行うこととしています。

今後は直轄管理橋梁での義務化を踏まえ、資格等を有する技術者の裾野を拡大し、自治体管理橋梁においても有資格者により点検されるよう、環境整備を図ることとしています。

貴支部会員会社におかれては、これまでも、資格取得による人材育成に努めていただいておりますが、点検業務の質を確保するための要件化となっておりますので、ご理解、ご協力をお願いします。

【会場の模様】

